

事 務 連 絡

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 雇用創出基金担当課（室）御中

厚生労働省職業安定局

地 域 雇 用 対 策 室

雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の活用について

雇用創出基金事業の推進に当たりましては、平素よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、先般、野田内閣総理大臣が被災地（岩手県山田町）を視察された際、住民の方から「仮設住宅で受験生が夜遅くまで勉強できる場所（自習室）がないので、勉強できる環境を作ってほしい」旨の要望がありました。

雇用創出基金事業の活用事例等につきましては、これまでも平成23年4月27日付け事務連絡「東日本大震災に対応した雇用創出基金事業の活用について」等により周知しているところです。

今般の要望につきましては、例えば、集会所を活用した自習室の管理人として被災された方を雇い入れるといった事業を雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し実施することが可能ですので、類似の活用事例（別添）と併せて、改めて周知いたします。

つきましては、貴県における災害救助担当主管部（局）等関係機関と連携しつつ、引き続き、地域のニーズを汲み取り、これに応じた事業を実施していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

担当 : 厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策室 大村、白鳥
電話 : 03-5253-1111 (内線: 5749)
FAX : 03-3502-0516
E-mail : oomura-masaki@mhlw.go.jp
shirotori-chiyoko@mhlw.go.jp